

申込みチェックシート

<p style="text-align: center;">次の項目はすべての方がご記入ください。 すべての項目に○がないと、保育所等の利用調整はできません。</p>	<p style="text-align: center;">「○」をしてください</p>
<p>必要書類は、締切日までにすべてそろえて提出してください。不足書類がある場合は、お受けできません。 また、一度提出された書類については、お返ししませんので、必要なものについては、事前にコピーをとってください。 (市役所でコピーをする場合は別途コピー代を頂戴します。片面1枚20円。)</p>	<p>・コピー済 ・コピー不要</p>
<p>申請書類の受付日は変更しかなeus。</p>	<p>わかりました</p>
<p>別紙の「お子さまの様子について」は、職員体制および支援担当(加配)職員など、お子さまの保育についての参考資料とします。必ずご記入ください。</p>	<p>わかりました</p>
<p>入所申込み時の「保育が必要な状況」(就労・疾病・就学その他の状況)について、入所後に状況が変更となる場合は、必ず保育所等または幼児教育・保育推進課にご連絡ください。(入所決定以降の就労、転職、育休、育休復帰、育休期間変更など)</p>	<p>わかりました</p>
<p>利用調整は、ご提出いただいた書類にもとづいて行いますが、職場やご家庭に電話や訪問などで確認する場合があります。</p>	<p>わかりました</p>
<p>申込書類提出後、入所月の前月までに、退職や入所要件を満たさない転職や就労形態の変更などがあった場合、入所決定は取消とし、再度利用調整をさせていただきます。その場合、入所できなくなる可能性があります。また、入所後に、それらのことが判明した場合は、その月末をもって退所となる場合があります。</p>	<p>わかりました</p>
<p>【 退所に関する同意 】 ※記入してください。</p> <p style="padding-left: 40px;">入所決定後に状況の変更(退職や入所要件を満たさない転職や就労形態の変更など)が判明した場合は、退所します。</p> <p style="padding-left: 40px;">令和 年 月 日 保護者氏名</p>	<p>わかりました</p>
<p>保育の必要量の認定区分(保育短時間・標準時間)によって、保育所を利用できる時間が異なります。 例えば、保育短時間認定の場合、就労等が事由の場合は、月48時間以上(1日4時間以上、かつ週3日以上)の就労時間が必ず必要です。詳細については「保育所・認定こども園入所のしおり」の5・6ページを確認してください。</p>	<p>わかりました</p>
<p>保育認定の事由にもとづいて、教育・保育給付認定期間が異なります。求職等にもとづく申立書で入所された場合は、入所期間は3か月です。妊娠出産が事由の場合は、産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までが入所期間です。</p>	<p>わかりました</p>
<p>希望施設は、入所したい順番で、通所可能な施設を記入されましたか。 実際に通所可能であるか前もって確認し、通所可能な範囲で希望してください。</p>	<p>わかりました</p>
<p>【 入所できなかった場合 】</p>	
<p>保育所等入所保留通知を郵送します。</p>	<p>わかりました</p>
<p>入所待機中のお子さまの保育について</p> <p>1. 父または母が家庭で保育する 4. 一時預かりを利用する 7. その他 ()</p> <p>2. 育児休業を延長する 5. 親族(祖父母等)に預ける</p> <p>3. 幼稚園に預ける 6. 転所希望の場合、現在通っている保育所等で継続利用する</p>	<p>該当する番号に○をつけてください。</p>
<p>下記に該当する場合は、右のいずれかに○をつけてください。</p> <p>上記の 3, 4 または認可外保育施設を利用される場合、施設等利用給付認定(幼児教育・保育の無償化の対象となる)を希望されますか。</p>	<p>希望する ・ 希望しない</p>
<p>【 育児休業の延長について 】</p> <p>南丹市は育児休業給付金の支給期間延長の可否について責任は負えませんのでご了承ください。 育児休業の延長に関する各種手続きについては、事前にハローワークや就労先にご確認いただいた上で、ご判断ください。</p>	<p>わかりました</p>

【入所後について】	
入所当初は、お子さまが保育施設に無理なくなじめるよう、「ならし保育」があり、短い時間でのお預かりとなります。ならし期間については、通常6日間を設定しています。	わかりました
4月入所の場合は、原則入所式の翌日からならし保育が始まります。	わかりました
入所後、家庭状況が変わった場合(仕事内容変更・住所変更・妊娠出産など)は、すぐに幼児教育・保育推進課へ届出が必要です。	わかりました
0歳児～2歳児は「保育料」がかかります。入所のしおりに記載の徴収金基準額表をご確認いただき、ご了承の上お申し込みください。	わかりました
保育料等の期限内納付がない場合は、児童手当より徴収することに同意します。	わかりました
3歳児～5歳児は給食材料費などの「副食費」がかかります。(副食費は、公立施設は南丹市に、私立施設は施設に直接支払うこととなります。)支払方法については、公立施設は原則口座振替です。私立施設は利用する施設によって異なります。	わかりました
保育料は原則口座振替です。入所決定の通知に口座振替のご案内を同封しますので、速やかに手続きをお願いします。※私立認定こども園は、保育料は施設に納付いただくこととなります。	わかりました
保育料・副食費の算定は、月額計算です。通所日数や欠席理由に関係なく、その月分の保育料・副食費がかかります。(ならし期間中も同様です。※月途中からの入所の場合は日割り計算をします。)	わかりました
保育料が納付期限までに納入されない場合、督促手数料・延滞金が加算されます。また、差押などの滞納処分を行うことがあります。	わかりました
転所の申込みをすることはできますが、(転居や第1希望の保育所等ではなかったなどの理由)、現に保育所等に入所されていないお子さまも含めて利用調整します。	わかりました
次の項目は、該当の方のみご記入ください	
育児休業中の方については、短時間保育となります。出産後、標準時間保育の方は、変更の手続きが必要です。	わかりました
求職活動を理由に申込みをされた方は、入所から3か月以内に最低就労基準(月48時間以上(1日4時間以上、かつ週3日以上)を満たす就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。期日までに提出のない場合、月末で退所していただきます。 【 退所に関する同意 】 ※記入してください。 入所から3か月以内に「就労証明書」を提出できない場合は、退所します。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____	わかりました
兄弟姉妹で申し込む方は、入所方法を決めてください。 該当番号に「○」をしてください。	
1. 1人のみの入所は、希望しない(兄弟姉妹一緒に入所できるまで待機する) 2. 1人のみでも、入所を希望する(第1希望の保育所等とは限らない) 3. 保育所等が別々でも、入所を希望する(第1希望の保育所等とは限らない)	
すでに兄弟姉妹が在園時の場合、入所方法を決めてください。 「はい」か「いいえ」に「○」をしてください。	
保育所等が別々でも、入所を希望する(第1希望の保育所等とは限らない)	はい・いいえ

年 月 日
申込保護者氏名 _____
申込子ども氏名 _____